

綾瀬市職員のハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の利益の保護、能力の発揮及び良好な職場環境の形成を目的として、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置を利用したことに関し、当該職員の勤務環境を害する言動
- (3) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる言動
- (4) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(部課等の長の責務)

第3条 部課等の長は、職員がその能率を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関して、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、お互いの人格を尊重し、ハラスメントをしないようにその言動に注意しなければならない。

- 2 職員を監督する立場にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、日常の勤務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適正に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 人事主管部長は、ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

- 2 部課等の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等の実施)

第6条 人事主管課長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第7条 ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、相談窓口及び相談員を別表のとおり設置する。

- 2 ハラスメントの被害を受けている職員、他の職員が受けているのを見て不快に感じる職員は、相談窓口又は相談員に、相談及び苦情を申し出ることができる。
- 3 相談窓口及び相談員は、前項の相談及び苦情の事案のうち、その内容や状況から解決が困難であると認めるときは、次条に定める委員会にその処理を依頼することができる。

(委員会)

第8条 ハラスメントに関する相談及び苦情に対し、適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント苦情等処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の委員をもって構成する

- (1) 副市長

- (2) 人事主管部長
- (3) 人権主管部長
- (4) 人事主管課長
- (5) 人権主管課長

3 委員会は、前項の委員のほか必要に応じ専門的知識を有する職員を委員として加えることができる。

4 委員会は、前条第3項の規定により依頼された事案について、事実関係を調査し、その対応措置を審議するとともに、必要な指導、助言を行うものとする。

5 委員会の庶務は、人事主管課において処理する。

(プライバシーの保護)

第9条 ハラスメントに関する相談又は苦情への対応に当たっては、当事者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、相談等を行った職員が不利益を被らないよう留意しなければならない。

(対応措置)

第10条 委員会による事実関係の調査により、ハラスメントの事実が確認された場合は、服務規律違反として適正な手続きに従い、懲戒等の処分を含む適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントに関する問題の性質、態様等によりその処理及び解決に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 綾瀬市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成11年7月12日施行）は、廃止する。

別表（第 7 条関係）

区 分	相談窓口	相談員
(1) セクシュアル・ハラスメント (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント (3) パワー・ハラスメント	・ 人事主管課人事主管担当 ・ 人権主管課人権主管担当	・ 人事主管担当総括者 ・ 職員厚生主管担当総括者 ・ 人権主管課人権主管担当の女性職員の内から人事主管部長が指名する職員 ・ その他必要と認める場合は、人事主管部長が職員の内から指名する者